

敷地境界線からの距離確認表（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）

平成 年 月 日

1. 確認対象建築物の分類について

該当する危険物	貯蔵量もしくは処理量(単位を記入)
第7条第1項第 号	()
第7条第1項第 号	()
第7条第1項第 号	()

2. 2種類以上の危険物を貯蔵又は処理しようとするとき

- ・下記に算定式を明記し、政令で定める要件に該当するかを確認してください。

--

【計算式: 2つの異なる危険物を貯蔵もしくは処理しようとする場合(危険物の種類により順次追加)】

$$\text{危険物Aの貯蔵もしくは処理量} / \text{危険物Aの指定数量} + \text{危険物Bの貯蔵もしくは処理量} / \text{危険物Bの指定数量} \geq 1$$

⇒ 政令で定める要件に該当する建築物となる

2. 確認対象建築物における敷地境界線からの距離

- ・敷地境界線から確認対象建築物までの距離を明記してください。添付している配置図についても距離を示してください。
- ・告示で定められた距離の欄で、他法令で定められた保安距離等については該当する他法令と算定式を明記してください。

敷地境界線の方角	実際の距離	告示で定められた距離		
		(他法令等)	(算定式)	(定められた距離)
東面	m	(他法令等)	(算定式)	(定められた距離)
西面	m	(他法令等)	(算定式)	(定められた距離)
南面	m	(他法令等)	(算定式)	(定められた距離)
北面	m	(他法令等)	(算定式)	(定められた距離)

- ・各欄において、不足があるときは別紙に記載のこと。